

令和7年第3回定例会

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(7第32号～7第48号)

大 田 区 議 会

令和7年第3回定例会 請願・陳情付託表

令和7年9月16日付託

総務財政委員会

- | | | |
|---|------|---|
| 7 | 第35号 | 国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に関する陳情 |
| 7 | 第36号 | 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情 |
| 7 | 第38号 | 良質な行政サービスと労働条件改善に資する「大田区公契約条例」の制定を求める陳情 |
| 7 | 第39号 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情 |
| 7 | 第40号 | |
| 7 | 第41号 | |
| 7 | 第42号 | 公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情 |
| 7 | 第44号 | 参議院選挙での公職選挙法に抵触する行為の解明と区民への周知を求める陳情 |

健康福祉委員会

- | | | |
|---|------|---------------------------------------|
| 7 | 第43号 | 「生活保護に関する最高裁判決の履行を厚生労働大臣に求める意見書提出」の陳情 |
| 7 | 第46号 | 大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査項目に聴力検査を求める陳情 |
| 7 | 第48号 | 新型コロナウイルスワクチン接種の検証とその結果の周知を求める陳情 |

こども文教委員会

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 7 | 第32号 | 特別養子縁組家庭に対する保育園入園時の利用調整基準指数の加点に関する陳情 |
| 7 | 第37号 | 館山さざなみ学校の広報に関する陳情 |

請 願 ・ 陳 情 文 書 表 目 次

7	第32号	特別養子縁組家庭に対する保育園入園時の利用調整 基準指数の加点に関する陳情	(こども)	1
7	第35号	国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付 に関する陳情	(総 務)	2
7	第36号	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要 視することに関する陳情	(総 務)	3
7	第37号	館山さざなみ学校の広報に関する陳情	(こども)	4
7	第38号	良質な行政サービスと労働条件改善に資する「大田 区公契約条例」の制定を求める陳情	(総 務)	5
7	第39号		(総 務)	7
7	第40号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に ついて意見書の提出に関する陳情	(総 務)	8
7	第41号		(総 務)	8
7	第42号	公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等 に関する調査及び是正を求める陳情	(総 務)	9
7	第43号	「生活保護に関する最高裁判決の履行を厚生労働大臣 に求める意見書提出」の陳情	(健 康)	1 1
7	第44号	参議院選挙での公職選挙法に抵触する行為の解明と 区民への周知を求める陳情	(総 務)	1 3
7	第45号	新空港線計画一期整備での「利便性」について具体 的で丁寧な説明を求める陳情	(交 通)	1 4
7	第46号	大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査項目 に聴力検査を求める陳情	(健 康)	1 6
7	第47号	軟弱地盤の新空港線計画工事への影響及び対策を液 状化対策も含めて明示してほしい陳情	(交 通)	1 7
7	第48号	新型コロナウイルスワクチン接種の検証とその結果 の周知を求める陳情	(健 康)	1 9

受理番号	7 第 32 号	受理年月日	令和 7 年 7 月 7 日
件 名	特別養子縁組家庭に対する保育園入園時の利用調整基準指数の加点に関する陳情		
提 出 者	岩 田 謙 一		

【趣 旨】

特別養子縁組により子どもを迎えた家庭に対し、大田区立保育園等の入園選考において、利用調整基準指数の加点（調整指数）を付与していただきたく、陳情いたします。

【理 由】

1. 大田区の「令和 7（2025）年度版入園申込みのしおり」によると、フルタイム勤務（1日8時間以上）の共働き世帯は、利用調整指数が22点とされています。しかし、大田区の認可保育園における直近4月の入園結果では、0歳児クラスの受け入れがあった128園のうち、44園においてはこの点数でも入園できなかった家庭が存在しました。特に、住宅密集地や駅に近い保育園では24点以上でなければ入園が難しい事例もあり、物理的に登園可能な範囲が限られている家庭にとっては入園のハードルが非常に高い状況です。
2. 大田区「こども未来計画（第2期）」では、基本目標1「こどもの権利を守ります」にて「社会的養護の取組みを東京都と連携して進める」との記載があり、特別養子縁組家庭への支援はこの趣旨に合致すると考えます。
3. 法務省の調査によると、特別養子縁組を通じて養父となる方の平均年齢は43.4歳、養母は42.5歳と報告されています。こうした方々には子はおらず、それまで仕事に注力してきた方もいるため、会社や組織においては管理職など一定の権限を持つ立場で働いていることも少なくないと考えられます。このような中で、保育園の利用が困難となることにより、やむを得ずキャリアの継続を断念せざるを得ないケースも想定され、社会的にも少なからぬ影響があると考えられます。
4. これにより、社会的養護を必要とする子どもを迎え入れる家庭の負担が軽減され、安心して就労を継続できる環境が整うことは「第8期大田区男女共同参画推進プラン」の個別目標II-2「ワーク・ライフ・バランスの推進」にも合致すると認識いたします。本件支援の充実により、特別養子縁組を選びやすい環境づくりが進むことで社会的養護が必要な子どもへの支援の拡大にも寄与出来ると考えられることから、特別養子縁組により子どもを迎えた家庭に対し、利用調整基準指数への加点措置を要望いたします。
5. 本陳情書の作成にあたり参照した出典については、別紙にて記載しております。

（資料省略）

受理番号	7 第 35 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 8 日
件 名	国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に関する陳情		
提 出 者	新宿区高田馬場 1 - 29 - 8 いちご高田馬場ビル 6 階 東京歯科保険医協会 会長 早 坂 美 都		
【趣 旨】 大田区において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず「資格確認書」を一斉交付していただきたい。 【理 由】 国は2024年12月2日をもって健康保険証の新規発行を停止しました。その結果、マイナ保険証を登録した加入者はマイナ保険証を、登録していない加入者は資格確認書を窓口に提示するという複雑な仕組みになりました。この混乱を終息するべく、渋谷区と世田谷区では国民健康保険の全ての加入者に資格確認書を一斉発行する判断を行い、福岡厚生労働大臣は5月28日の記者会見において、資格確認書の全員交付については「自治体の責任において実施していただく」との方針を表明しました。 現状、東京都後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者である加入者に資格確認書を一斉交付する方針を示しています。また、渋谷区・世田谷区では、国民健康保険の加入者に資格確認書を一斉交付することとしています。このように、国民健康保険の加入者の資格確認書の発行について、区市町村で対応に差が生じれば、加入者の医療アクセスに大きな格差を及ぼしかねません。 マイナ保険証は、登録者の割合が約7割であるのに対し、その利用率は2025年5月で約3割と低調なままです。その理由として、マイナンバーカードの紛失リスクなどから、マイナ保険証の利用を控える加入者が一定いることが明らかになっています。このままでは、マイナ保険証の登録解除申請をして資格確認書の発行を行う国民健康保険の加入者が相当いると考えられ、加入者のみならず、大田区においても業務負担増による相当な混乱や負担が生じます。 このような加入者の混乱や区の負担増を解決するためには、大田区としては、全ての国民健康保険の加入者に「資格確認書」を一斉交付する対応を行うことが必要であるため。 (資料省略)			

受理番号	7 第 3 6 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 2 1 日
件 名	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情		
提 出 者	愛知県安城市百石町 2 - 1 7 - 6 社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加 藤 克 助		
【趣 旨】 現在、防衛力強化の一環として、軍事装備品を求める要求が多数出ています。しかし、去年のコメ不足で日本中が大騒ぎ、いかに日本の食の、安全、安心の政策は砂上の楼閣であると感じました。 この為、国に対し有事の際、国民が一年間食する事が出来るように、食糧の備蓄を大幅に増やし、食糧備蓄の予算は、防衛関連予算から出すことを求める意見書の大田区議会からの提出をお願いする次第です。 【理 由】 現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいます。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参入者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝されました。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われます。 しかも、日本の（令和 5 年度、農林水産省 出典：食料・農業・農村白書）食料自給率は 3 8 % と先進国では最も低い食料自給率です。 よって、有事に備える為、国民が 1 年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、趣旨のとおり陳情するものです。 （資料省略）			

受理番号	7 第 37 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 27 日
件 名	館山さざなみ学校の広報に関する陳情		
提 出 者	清 水 桃 代		

【趣 旨】

1, 館山さざなみ学校を大田区民に広報していただけるよう陳情いたします。

【理 由】

館山さざなみ学校は「喘息、肥満、虚弱等の子どもに対して健康指導、栄養指導等を行い健やかな成長を目的」とした全寮制の学校です。

現在館山さざなみ学校の学校案内は大田区のホームページに掲載され、年2回同校の入校対象者の3～6年生に体験入校（2泊3日）の案内パンフレットが学校を通して配布され、入校希望者に学校説明会及び体験入校を実施いただいております。

しかしながら、大田区内の小学校に通う子供や保護者、大田区内の小学校の教諭、区内の子供が通院する病院、大田区職員でも館山さざなみ学校を知らない方たちがたくさんいらっしゃいます。

厚生労働省の発表の統計では小学4年生～6年生の肥満の割合は10%強です。また、男子の小学4年生～6年生の「肥満」「太り気味」の割合は28.5%です。肥満の子どもがこれだけいるにも関わらず館山さざなみ学校の入校者は20人に満たない状況です。これは館山さざなみ学校を必要としている子供たちに学校の情報が届いていないのではないのでしょうか。

館山さざなみ学校のような学校は全国でも珍しく、区内の子どもの健康を考えている大田区ならではのすばらしい学校です。肥満や虚弱、偏食など区内にいてはなかなか克服できない課題を館山さざなみ学校は全寮制という特色をいかして子供たちが課題を克服し、大田区が推奨している「食育」も行っています。また、親元を離れてくらすことで内面的にも成長が望めます。

館山さざなみ学校を必要としている子供や保護者、学校関係者や小児科や児童が受診するであろう科の医師、児童相談を行っている区役所職員などに知っていただけるよう広報をお願いいたします。

受理番号	7 第 38 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 28 日
件 名	良質な行政サービスと労働条件改善に資する「大田区公契約条例」の制定を求める陳情		
提 出 者	大田区蒲田 5 - 3 6 - 3 - 8 0 5 大田区労働組合協議会 代表 岡 安 清 一		
【趣 旨】 第2回区議会本会議において「公契約条例の制定に向けて、これを含めて、私のリーダーシップのもと、事業者・従業員意見を踏まえ契約の適正化に向けてしっかり検討していきたい」との鈴木区長の発言がありました。私どもの長年の要求が現実のものとなると受け止め、この発言を歓迎するものです。23区の中でも既に16区で条例が制定され、この流れは全国的にも拡大しています。 各自治体によって、その内容は様々ですが、官公需の契約にあつては、労働条件の適正な改善と良質な行政サービスが提供されることを第一義に、とりわけ、条例の中に次の点が明記されるよう条例の検討がされるよう求めるものです。 ①労働者に適正な賃金が支払われ、また、労働関係法令が順守されるよう、労働団体代表も含む「公契約適正化委員会」を区長の付属機関として設置する。また、委員会に労働報酬下限額を審議する「専門部会」を置く。 ②受注事業者は労働条件等、条例が適正に実地されていることを証する帳票類の提出を義務づけ、透明性が確保できるようにする。また、これら帳票類が行政の執行に支障のない範囲で公開されることを原則とする。 【理 由】 近年の諸物価の高騰もあり、企業間の価格競争が激化し、サービスの質の低下やそこに働く労働者の労働条件の悪化が問題となっています。劣悪な労働条件は、人員不足に直結し、それが行政サービスの質の低下を招いているとも言われています。建設業では下請け、孫請けと各段階で経費が引かれ、生活に困窮する例も生まれています。保育施設、介護施設では低賃金で中途退職者が増加。職員の定着率も低く、施設の運営に支障をきたす例も少なくありません。こうした悪循環が地域経済に与える影響も無視できません。 国際労働機関（ILO）において、1949年「公契約における労働条項に関する条約（第94号条約）」が採択され、60以上の国で批准され国内法が整備されていますが、労働時間同様、我が国は国内法の未整備を理由に批准していません。 こうした状況は、我が国の経済はもとより、地方経済の再生にとっても悪循環を及ぼしています。私たちが望む「公契約条例」の制定によって、適正な委託費が支払われ、委託事業所の適正な賃金・労働条件が保障されたなら、質の高い公共サービスにつながり、区民のくらしの向上に役立ち、ひいては税や利用料となって行政に帰ってくるという「好循環」を生み出す大きな力となります。こうした条例の大局的な役割をご理解いただき、実のある条例制定に向け			

議論が進むよう望みます。

受理番号	7 第 39 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 29 日
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情		
提 出 者	大田区中央 3 - 10 - 18 一般社団法人大森青色申告会 会長 徳 永 洋 昭		
【趣 旨】 「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和 8 年度以後も継続されるよう」、区議会から都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置を、令和 8 年度以後も継続すること。 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置を、令和 8 年度以後も継続すること。 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65 % に引き下げる減額措置を、令和 8 年度以後も継続すること。 【理 由】 長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。 例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。 このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。 つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和 8 年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。			

付託委員会

総務財政委員会

受理番号	7 第 40 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 29 日
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情		
提 出 者	大田区蒲田 5 - 4 3 - 7 ロイヤルハイツ蒲田 307 一般社団法人蒲田青色申告会 会長 江 川 慎 郎		
趣旨及び理由は 7 第 39 号に同じ			

付託委員会

総務財政委員会

受理番号	7 第 4 1 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 2 9 日
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情		
提 出 者	大田区北嶺町 4 1 - 2 一般社団法人雪谷青色申告会 会長 仁井山 勝 信		
趣旨及び理由は 7 第 3 9 号に同じ			

受理番号	7 第 4 2 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 1 日
件 名	公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情		
提 出 者	葛飾区東新小岩 1 - 1 - 1 - 4 0 1 自治労と自治労連から国民を守る党 代表 浜 田 聡 ほか 1 団体		
【趣 旨】 ① 自治労、自治労連等の労働組合に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。 ② 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。 ③ 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。 【理 由】 全国各地の自治体において、労働組合（職員団体）への加入・継続や、庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為に対して、職員が心理的圧力を感じているとの実態が報告されています。（添付資料参照） 第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。 たとえば自治労は全国平均で 6 3 % の高い加入率（2 0 2 3 年時点）を維持しており、大田区では 2, 0 0 6 人が加入しているとの調査（厚労省 2 0 2 3 年）があります。加入後は、給与の約 2 %（平均月額 4, 0 0 0 ～ 6, 0 0 0 円程度）が毎月組合費として引き落とされ、2 0 年在籍すれば約 1 2 0 万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。 しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。 加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。			

第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国33自治体で調査が実施されましたが、平均して57%の管理職が「心理的圧力を感じた」と回答しました。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79%が「心理的圧力を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続けている」との声があります。山形市調査（令和7年）では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体にお願い申し上げます。

（資料省略）

受理番号	7 第 4 3 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 1 日
件 名	「生活保護に関する最高裁判決の履行を厚生労働大臣に求める意見書提出」の陳情		
提 出 者	大田区西蒲田4－23－3 1F おおたすけあいひろば 代表 佐々木 透		
【趣 旨】 厚生労働大臣の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分の取消しを命じた6月27日の最高裁判決を守るよう、厚生労働大臣に対し、議会としての意見書を出していただくよう、陳情します。 【理 由】 6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013年からの過去最大の生活保護基準引下げについて、厚生労働大臣の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。 判決は国が引下げの主たる根拠として示した「デフレ調整」について、「専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続きに過誤、欠落があり違法」と認定しました。国が定めた生活保護基準について最高裁が違法と認定したのは史上初めてで、日本の社会保障の歴史に刻まれる判決になりました。 原告団・弁護団及び全国の裁判支援のネットワークである「いのちのとりで裁判全国アクション」は、判決の直後、厚生労働大臣あてに要請書を提出。国が生活保護利用者に真摯な謝罪をすること、2013年の改定前の基準との差額保護費を遡及支給すること、改定に至る経緯と原因などを調査・検証する検証委員会を設置することなどを求めました。 しかし、厚労省担当者は「謝罪するかどうかも含めて検討する」との姿勢に終始。 さらに7月1日、福岡資麿厚生労働大臣は、閣議後の記者会見において、突如として「専門家による審議の場を設けるべく検討をすすめていく」との方針を表明しました。記者からは原告側が謝罪を求めていることをどう受け止めているか、との質問が飛びましたが、「司法の最終的な判断を真摯に受け止める」と述べるだけでした。 大臣が「司法の最終的な判断を真摯に受け止める」なら、法律違反の決定を行ったことを謝罪し、違法状態の是正に努めると表明すべきです。最高裁判決による違法判断が確定したにもかかわらず、厚生労働行政のトップが違法性に関して自らの言葉で語ることを避け続けている状況は、司法軽視であり、法治国家の基盤を揺るがすものと言わざるをえません。 私たち「おおたすけあいひろば」は生活に困窮する方たちに対し、無償の食料支援を行って来ました。毎回100名を超える方が食料を受け取りに来ています。その方々を対象にしたアンケートの中には、生活保護費の増額を希望する声が複数ありました。また、現に生活保護を受給されている方からも、「月末になるとやり繰りができない」など、厳しい生活実態を訴える声が寄せられています。			

このような状況を改善し、「健康で文化的な生活」を送ることができる社会を実現するために、大田区としても可能な対応を講じていくべきと、表記の意見書を提出されるよう、陳情するものです。

受理番号	7 第 4 4 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 2 日
件 名	参議院選挙での公職選挙法に抵触する行為の解明と区民への周知を求める陳情		
提 出 者	大田区多摩川 1 - 1 8 - 5 - 3 0 2 新日本婦人の会大田支部 神 谷 眞佐子		
【趣 旨】 7 月 2 0 日に執行された参議院議員選挙で大田区選挙管理委員会の開票事務の扱いをめぐって、公職選挙法に抵触する行為がありました。大田区民の中に、今回の対応に不信感が広がっており、今後の投票行動にも影響を与えかねない重大事態だと考えます。事実経過、原因などの解明を早急に行い、その結果を区民に知らせることが急がれます。誠実で迅速な解明こそが、再発防止とともに信頼回復につながるものと一層のご尽力を求めます。 【理 由】 今回、解明を求めることは、まず開票事務での公職選挙法に抵触する行為の原因として挙げている不在者投票の二重計上がなぜ生じたのか、そして架空の票数を無効票として処理するという判断が、現場の数人だけでなされたのかということです。さらに、この事態を7月22日には把握していたにも関わらず公表が遅れたことです。一方、記者会見の1週間後の8月15日には、公職選挙法に抵触する行為に関わったとして職員を警視庁に告発しています。事実経過などの公表がなされる前のこうした対応にも不信感が寄せられているのではないのでしょうか。 大田区長の「選挙は民主主義の根幹を支えるものであり、その公正性と透明性は何よりも優先されなければならない」とコメントにあるならば、「不整合に気がしながらも正しい対応をとらなかった」責任が、即、告発状と人事異動と内部処分としておこなわれることに大きな疑問が湧きます。大田区への信頼失墜という重大な事態を一部の部署だけのものにせず、最悪の事態を想定したマニュアルを確立し、再発防止に大田区を挙げて全力で取り組まれることを期待します。			

受理番号	7 第 4 5 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 2 日
件 名	新空港線計画一期整備での「利便性」について具体的で丁寧な説明を求める陳情		
提 出 者	大田区多摩川 1 - 1 8 - 5 - 3 0 2 新日本婦人の会大田支部 神 谷 眞佐子		
【趣 旨】 8月1日付けで、羽田エアポートライン（株）、東急電鉄（株）は、国土交通省に「新空港線整備に向けた速達性向上計画」の認定を申請しました。この根拠となる都市鉄道等利便増進法にある「利便性」を、今計画が満たしているとは考えられません。第一期整備では蒲田と京急蒲田間で上下間の移動が加わり、地上での徒歩の箇所があります。第二期整備に至っては、線路幅問題も解決せず、羽田空港までつながる見通しが見えないままです。一期整備で獲得する「利便性」について、具体的に「丁寧な説明」を求めます。 【理 由】 新空港線（蒲蒲線）計画は、多摩川線を矢口渡駅付近から地下化し京急蒲田駅付近までを一期、大鳥居から羽田空港までを二期整備としています。 第一期整備は、 ① 東急蒲田駅付近の地下に新駅ができ、京急蒲田駅付近の地下に新駅ができる予定です。多摩川線の蒲田駅ホームの利用者はすべて乗り換え時間、改札出場時間が大きく延長。現在多摩川線と京浜東北線との乗り換え時間は、ラッシュ時以外で2～3分くらいですが、この計画では10分以上かかると推測できます。 京急蒲田駅には、新駅からいったん地上に上がり、徒歩で駅まで移動することになり、現蒲田両駅がつながるとはいえず便利になりません。 ② 多摩川線利用者は、新空港線車両は通過駅ができ、利用できません。 ③ 区民への利便性が図られず、多額の税金が使われます。 そのうえ区報やポスターは羽田まで直通と報じ、区民や区議会への説明が不十分のままです。 8／1付けで、羽田エアポートライン（株）と東急電鉄（株）は国交省に、「新空港線整備に向けた速達性向上計画」の認定を申請しました。この計画の大臣認定をもって、事業許可を受けたものとみなされ、整備着手となります。 この計画は、都市鉄道等利便増進法に基づいて4／4に認定を受けた整備構想に沿って申請されました。都市鉄道等利便増進法には「都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりある都市生活の実現に寄与することを目的とする」と、あります。また、定義の第二条の八には、駅施設利用円滑化事業として「既存の駅施設における乗継ぎを円滑にするための経路の改善」とあります。 この法に沿っての申請ならば、これらの目的や定義に沿っての計画がなされるべきです。し			

かし、今すすめられている計画は、前出の通り、利便性無く、乗り換えも大変不便になることが予測され、法の目的や定義に相反するものとなっているのではないですか。利用者にとっての利便性はどうか表現されているのでしょうか。大田区長の言われるように、具体的に「丁寧な説明」を求めます。

受理番号	7 第 4 6 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 2 日
件 名	大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査項目に聴力検査を求める陳情		
提 出 者	大田区大森東 4 - 3 - 1 1 - 4 F 大田区社会保障推進協議会 代表 長 澤 伸 彦		
【趣 旨】 1. 60歳以上で耳の聞こえづらさを自覚する方に、大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査項目に聴力検査を入れて下さい。 【理 由】 認知症のリスク因子の中で、対策可能なことで最もその影響力が大きいのが難聴といわれています。難聴を予防することは、認知症を未然に防ぐことに直結するということです。また、すでに耳の聞こえが悪いという人にとっても、補聴器などを用いて対策を施せば、認知症を予防したり、進行を遅らせたりすることができる可能性があります。日本の65歳以上の難聴患者は、2010年時点で1,500万人いると推計されており（全国高齢難聴者数推計と10年後の年齢別難聴発症率 国立長寿医療センター・老化に関する長期縦断疫学研究（NILS-LSA）より）、高齢化を考慮すると現在は2,000万人を超えていると思われます。また、言語能力は60歳代でピークをむかえ徐々に低下すると言われていますが、「言語能力“知識”は認知領域のうち高齢になっても維持されやすい領域ですが、難聴があるとその特徴が失われやすい」（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会HPより）とのことです。こうした中、昨年度から都内でもいくつかの自治体で主に60歳以上を対象に聴力検査を行なってきています。 特に千代田区では、国保や長寿健診の基本項目に聴力検査を入れています。（但し60歳以上で耳の聞こえづらさを自覚する方） つきましては、大田区でも同様に検査を実施できるよう上記のとおり陳情いたします。			

受理番号	7 第 47 号	受理年月日	令 和 7 年 9 月 2 日
件 名	軟弱地盤の新空港線計画工事への影響及び対策を液状化対策も含めて明示してほしい陳情		
提 出 者	竹 内 眞 治 ほか1名		
【趣 旨】 令和6年3月交通政策調査特別委員会において、6第15号「新空港線予定地における地震の際の液状化にどのように備えるか示してほしい陳情」の審査結果は継続扱いでした。それから約1年半経ちました。計画予定地一帯は軟弱地盤であることから、その対策には技術的・費用的に多大なコストがかかると言われています。しかも、都心南部直下地震の危惧も高まっており、具体的な検討を明らかにし、対策を進めるべきと思います。 【理 由】 当該委員会で、林新空港線・沿線整備担当課長は、理事者の見解として以下の通り説明しました。 液状化などの対策につきましては、鉄道事業許可取得後にHALが地質調査などを行いながら、必要に応じた対策工法を検討し、適切な事業計画を作成していくこととなります。区といったしましても、区民にとって安全・安心な事業計画となるよう求めていくとともに、区民に適宜適切なタイミングで情報提供を行うよう、併せて求めてまいります。 東急電鉄とHALは8月1日すでに新空港線整備に向けた速達性向上計画の認定申請をしています。このあと事業許可は10月と言われています。ならば、取得後の事業計画策定に向けて準備も当然始まっていることでしょう。ところが、鉄道・都市づくり課に問い合わせたところ、回答は、上述した林担当課長の説明と変わらず、事業許可を取得してから対策について検討すると。 軟弱地盤でのトンネル工事は、地盤沈下のリスク（シールドマシンで掘削する際、周辺地盤がゆるむと地表沈下が発生しやすく、沿線の住宅や道路に被害が及ぶ可能性あり）、止水・湧水対策の難しさなどが考えられます。また、地下駅建設では、開削工事時の崩壊・湧水リスク、施工コスト増大（地盤改良や止水壁の設置、長期排水工事が不可欠で、同規模の地下駅よりも高コストになる）など、少し考えただけで費用増大が懸念されます。 しかも、この地域は「あばれ川」と呼ばれる多摩川があり江戸時代から人口が密集し、一度氾濫すれば甚大な被害を被る地域です。多摩川増水による影響としては、地下構造物の浸水リスク、浮き上がり（ボイリング現象）、堤防沈下や液状化、漏水（河川水が地下工事の掘削部分を通じて流入し、堤防背後の地盤を洗い流す）などが挙げられ、通常の都市部地下鉄よりも工事難度・コスト・リスクが高いと言われています。 これだけ懸念材料があるのですから、その対策は時間をかけて十分検討すべきで、そのためにも事業許可取得前の現時点で、迅速に検討を始めてください。そしてその情報を区民にも広			

く伝えてほしいと思います。

受理番号	7 第 48 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 2 日
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種の検証とその結果の周知を求める陳情		
提 出 者	区民の健康について考える会 関 和 代		

【趣 旨】

2021年からの新型コロナワクチン接種を振り返って検証し、その結果を区民に周知していただきたい。

【理 由】

2020年からの新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、国内ではワクチン接種の推奨が広く行われました。

大阪府南大津市のように、自治体によってはmRNAワクチンという新技術のワクチン接種に慎重な態度を取ったところもありましたが、大田区では高齢者に始まり、乳幼児にまで幅広い年代にワクチン接種を呼びかけ、接種に対し積極的な姿勢を取ってきました。

国の勧奨もあり、効果も危険性もよくわからないまま、ワクチン接種を行った区民が多くいたはずです。

現在令和7年8月現在、厚生労働省の予防接種健康被害救済制度の新型コロナワクチンによる死亡認定数は1,032人です。

本来であれば即時に接種を中断すべき異常な多さです。

最近では国の感染症対策分科会長だった尾身茂氏が、新型コロナワクチンが若い人には感染予防効果がなかったと発言しています。

昨今もまた新型コロナウイルスの変異株が流行しているとの報道があります。大田区が今年の秋冬も新型コロナワクチンの定期接種を予定しているのであるなら、なおさらワクチン接種による健康被害についても区民に周知する必要があると思います。

以下に昨年末大田区に対して情報開示請求を行い、提供された新型コロナワクチン接種開始後2年間の死亡者情報があります。

大田区感染症対策課提供 R6.11.18請求 R6.12.25回答通知

新型コロナワクチン接種開始後2年間の死亡者情報

ロット番号	性別	年齢	接種日	死亡日	死亡までの日数	備考
FF5357	女	70代	2021.9.10	2021.9.12	2	ファイザー
FR4768	女	80代	2022.3.16	2022.5.3	48	ファイザー
FP9647	男	80代	2022.8.14	2022.8.14	0	ファイザー
FM3289	女	70代	2022.2.14	2022.2.22	8	ファイザー
3005692	女	40代	2021.9.21	2021.9.24	3	モデルナ（武田）

FF0843 男 60代 2021. 7. 20 2021. 7. 23 3 ファイザー
FR4768 女 70代 2022. 3. 16 2022. 3. 16 0 ファイザー

この表によると幅広い年代で接種日当日に死亡、または接種後まもなく死亡された方がいたことがわかります。

2021年の接種開始から2022年までで7人の方が死亡されているのは異常なことであり、大田区はこれを区民に知らせる責任があると思います。

ワクチン接種に対してもっと慎重になるべきではなかったか。子供にまで接種する必要があったのか。これまでの区の対応をきちんと検証するべきです。

ワクチン接種のベネフィットとリスクの、リスクについての周知があまりにも少なすぎたと感じています。

リスクについての情報があまりないまま、ワクチンの接種回数を重ねていった区民が多かったのではないかと思います。

またワクチン接種の影響でありながら、他の病気と紛れるなどして、ワクチンとの因果関係がわかりにくくなるケースも多くあるのでないか、時間がたつにつれそれがますます多くなるのではないかと考えます。

現在も公表されている、mRNAワクチンの副作用のリスクはあまりにも軽微なものが多いと思います。

区民がきちんと情報を得て、自分の考えでワクチン接種について判断し、副作用などがあればそれに対応できるようにするべきです。

そのためにはワクチン接種について検証し、健康被害などの結果を広く区民に周知することが必要であり、大田区の責任であると思います。